



寒川町立小・中学校適正化等基本計画 改定版(案)

寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント

(町民意見の公募)

(意見募集期間)

令和6年12月23日(月)～令和7年1月24日(金)まで

町教育委員会へ、みなさまのご意見をお寄せください。

本計画は、人口減少・少子化の進行により将来的な児童・生徒や学級数が減少する学校の小規模化に対応し、充実した教育環境を確保するため、町の学校教育がめざすべき方向性や学校規模・配置等について記載した計画です。

学校適正化等基本計画策定までの経過

- ◆現状の小中学校8校から、将来は6校への再編が適正…町公共施設再編計画（2021年3月策定）
- ➡各学年、小学校2クラス以上・中学校3クラス以上……学校適正化等基本方針（2022年6月策定）
- ➡2つの学校再配置候補案の選定（B案・D案）……学校適正化等基本計画（2023年8月策定）

今回の計画改定では、町の施策の基となる人口推計や財政推計の最新の状況から学校適正化等への影響を再検証し、現行計画の2つの学校再配置候補案から1つの再配置場所を選定しています。

将来的な学校規模等の見通し

学級数の推移（最新の人口推計を基に作成）

年度	2025	2030	2040	2050	2060
寒川小	18	14	12	12	<u>9</u>
一之宮小	13	12	12	12	<u>11</u>
旭小	21	18	12	12	12
小谷小	17	16	12	12	12
南小	19	20	15	12	14
寒川中	9	9	9	<u>6</u>	<u>6</u>
旭が丘中	18	15	12	9	9
寒川東中	12	12	9	9	9

※2050年度以降、前出の基本方針に示すクラス数が維持できない学校が生じる。

財政推計における今後の見通し

公共施設再編計画における財政シミュレーション結果

- ◆学校適正化B案においても資金不足になることなく行財政運営を行うことができるが、健全化指標が現時点に比べて大幅に上昇する。
- ◆シミュレーション期間中の一部年度において、財政調整基金残高が適正規模20億円を下回り、公債費残高も大きく増加するため、非常に厳しい財政運営が求められる。
- ◆全ての学校更新を10年程度で行うこと、同期間に庁舎更新も見込まれることで、財政推計後の2047年度から2052年度にすべての償還が重なり、年間償還額は18億円（2023年比+8億円）まで拡大する。

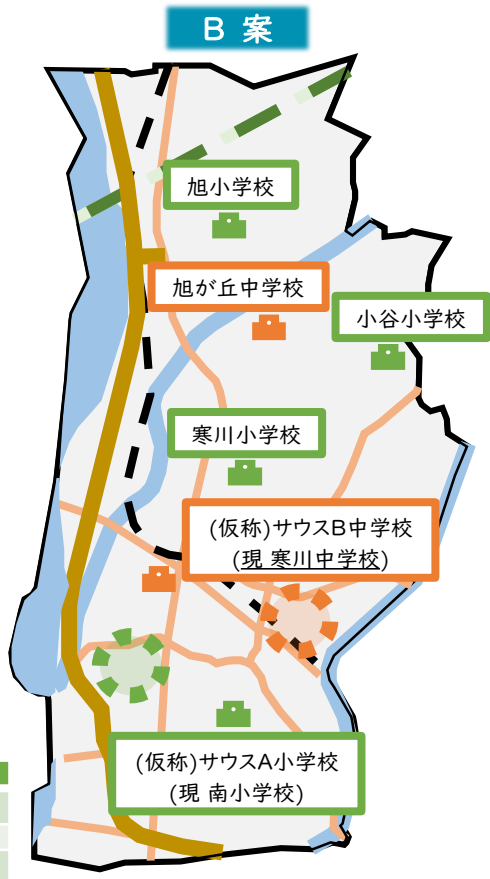
【基本計画の概要は中面参照】

B案を学校の再配置場所として、 学校適正化等を進めていきます。

- ◆**学校規模**
 - ・2058年まで適正な規模を維持(各学年、小学校2クラス以上・中学校3クラス以上)
 - ・2059年以降に1学年1クラスとなる小学校の発生が予想される
 - ▶将来的に通学区域の見直しが必要となる可能性がある
- ◆**通学条件**
 - ・全小中学校で概ね適切な通学距離の範囲内
 - ・児童生徒数の減少見込みが緩やかとなった南西部地域に学校を配置
- ◆**地域の配置バランス**
 - ・災害時の避難所等の地域の拠点としてもバランスよく配置
- ◆**施設の機能**
 - ・学校が多機能化、複合化を図るためには、できる限り早い時期の建て替えが必要
- ◆**整備経費**
 - ・長寿命化等を実施するための費用が別に発生する可能性(教育施設以外の公共施設の再編を考慮し、建て替え時期等を見直した場合)
- ◆**財政状況等**
 - ・非常に厳しい財政運営を求められるが、資金不足になることなく行財政運営が可能
 - ・未配置校の2校中、市街化調整区域にある1校の用地売却収入が得られない

学校再編の標準的なスケジュール例

	ハード面(校舎)	ソフト面(教育)
1年目	新校舎建て替え基本設計	(仮称)学校再編準備委員会の設置(重要事項の検討等)
2年目	新校舎建て替え詳細設計	統合に関する方針・計画の策定
3年目		学校間の調整・準備 児童・生徒の交流
4年目	新校舎建て替え工事	通学路・カリキュラム・学校指定品・ 学校行事等の検討他
5年目	新校舎外構工事 新校舎へ引っ越し	
6年目	新校舎供用開始(4月～) 既存校舎等解体工事	新校舎通学開始(4月～)



<参考>

D案	寒川小学校 旭小学校 小谷小学校 南小学校	旭が丘中学校 寒川東中学校
----	--------------------------------	------------------

新しい学校の「かたち」づくり

小中一貫教育

小・中間の環境変化によって不登校の増加などの課題が生じる「中1ギャップ」の解消や、小・中が共通の目標を持ってより系統的な教育ができるよう、義務教育9年間で一貫した教育課程の編成を目指します。

コミュニティ・スクール

保護者や地域住民が学校運営に参画することを通じて、学校の教育方針や教育活動に地域のニーズを的確に反映し、学校と地域が協働して取り組むことで、その地域ならではの創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進めます。

少人数教育

国の法改正により、令和7年度末まで段階的に、公立小学校の学級編成の上限が35人となることをうけ、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導と、安全・安心で多様な教育環境の整備に努めます。

再編整備推進に係る検討及び配慮事項

- 通学時の安全**
 - 安全・安心に通学できるよう、通学手段や通学時の安全確保の検討
- 児童・生徒への配慮**
 - 子どもたちの不安を理解し取り除いていくための相談体制等の整備
- 伝統の継承**
 - 学校の伝統や地域の愛着を継承
- 地域への配慮**
 - 地域活動の拠点として必要な機能を確保
- 跡地利用の検討**
 - 未配置となる学校敷地の利活用の可能性が出た場合には検討の場を設置
- 教育に資する基金への積み立て**
 - 学校敷地の売却による財源は、その時代にふさわしい教育活動の財源として活用

新しい時代の学び舎のイメージ

※文部科学省設置の有識者会議「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告より抜粋



1人1台端末環境等に対応したゆとりのある教室の整備
ロッカー等の配置の工夫等による教室空間の有効活用
学校図書館とコンピューター教室と組み合わせたラーニング・コモンズ
会議のためのスタジオ、ラウンジなど、円滑に業務を行える執務空間
温かみのあるリビングのような空間の中で、豊かな学び・生活の場
地域コミュニティの拠点として、地域や社会の人たちと連携・協働

説明会の開催について

【1日目】日 時：令和7年1月18日(土) 10:00～12:00、13:30～15:30

場 所：寒川町南部文化福祉会館

【2日目】日 時：令和7年1月19日(日) 10:00～12:00、13:30～15:30

場 所：寒川町役場 別館3階 会議室



▶詳しくはこちら

資料全編の閲覧方法

寒川町のホームページからご覧いただけます。

HP内でID『18602』または『寒川町立小・中学校適正化等基本計画改定』と検索。

◆<https://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>

※次の場所でも閲覧できます。

- ・寒川町役場(本庁舎2階 情報公開コーナー、分庁舎2階 教育政策課)
- ・寒川町民センター及び分室
- ・寒川町北部及び南部文化福祉会館
- ・寒川総合図書館
- ・寒川町健康管理センター
- ・シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館)



▶改定案はこちら

ご意見の提出方法について

(募集期間) 令和6年12月23日(月)～令和7年1月24日(金)

(提出方法) 上記ホームページ及び閲覧場所で配布する所定の用紙か任意の用紙に記入のうえ、次の方法で提出してください。

- ①郵 送(下記お問合せ先まで)
- ②F A X(下記お問合せ先まで)
- ③メール(下記お問合せ先まで)
- ④電子申請
- ⑤担当課へ持参(下記お問合せ先まで)
- ⑥資料閲覧場所の回収箱へ投函



▶メールはこちら



▶電子申請はこちら

(受付時間) ①～④：募集期間内に提出

⑤：土日祝日及び年末年始を除く8時30分から17時15分まで

⑥：各施設等の開館時間に準じる

(記入事項) ご意見、氏名・住所(団体等の場合は名称・所在地)、連絡先(電話番号)

※住所が町外の方は、勤務先又は通学先も記入してください。

いただいたご意見について

お寄せいただいたご意見は、「寒川町立小・中学校適正化等基本計画」の改定において参考にさせていただくとともに、町の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。

個別の回答は致しかねますのでご了承ください。

また、ご意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント手続きに限って使用し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令に従い適正に管理いたします。

お問合せ先

〒253-0196 寒川町宮山165番地

寒川町教育委員会 教育政策課 教育政策担当

電 話 0467-74-1111(内線512)

F A X 0467-75-9907

メール kyouiku@town.samukawa.kanagawa.jp

「高座」のころ。

高座郡さむかわ